

コンベンション等開催支援事業補助金

兵庫県内への宿泊や滞在を伴うコンベンション等の開催誘致を促進するために、県内のホテル、旅館の会議場等における学術会議や大会・会議等の開催を支援します

補助内容

対象事業：県内のホテル、旅館（旅館業法第3条の営業許可を得たもの）が運営する会議場等で開催されるコンベンション等（詳細は下の表を参照）

対象者：コンベンション等を主催する法人又は団体、もしくは、主催者より委任を受けたホテル・旅館

対象経費：コンベンション等の開催経費（詳細は下表参照）

補助金額：

延べ参加者数 ※	補助率	補助金の額	
100人以上500人未満	補助対象経費の 20%	上限 50万円	ただし、 1,000円未満 切り捨て
500人以上1,000人未満		上限 100万円	
1,000人以上		上限 200万円	

※内容を同じくする会議を複数回開催する場合は、複数回の延べ参加者数の合計人数とする。

【補助対象事業】

次に掲げるもので、飲食を主たる目的とするものを除く

- 1 学術会議、大会、集会、総会、役員会、定例会
- 2 研修会、セミナー、シンポジウム、勉強会、発表会、研究会、講習会
- 3 展示会、見本市
- 4 イベント、コンサート、演奏会、競技会、コンテスト

【補助対象経費】（※消費税及び地方消費税は除く）

- 1 会場借上費・会場設営費
(例) 舞台、演壇、演台、机、椅子、テーブル、白布
- 2 会場付帯設備費
(例) プロジェクター、スクリーン、マイク、スピーカー、パソコン等の映像・音響・照明費、装花代、看板代、操作技術者、司会者、通訳の person 費
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にかかる経費
(例) サーモカメラ、非接触体温計、空気清浄機、自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー)、防護具(マスク、フェイスシールド)、殺菌・消毒用機器・消毒液
- 4 エクスカーションバス、シャトルバス借上費（他の補助金を受ける場合を除く）
※エクスカーションバス：観光、視察等で利用するバス
※シャトルバス：空港、駅等から会場までの送迎に利用するバス
- 5 コンベンション等に付随して参加者が宿泊する場合に主催者が負担する参加者の宿泊費
- 6 その他、コンベンション等の開催に伴いホテル・旅館のサービスを利用した経費

申請手続き

(1) 申請書類等

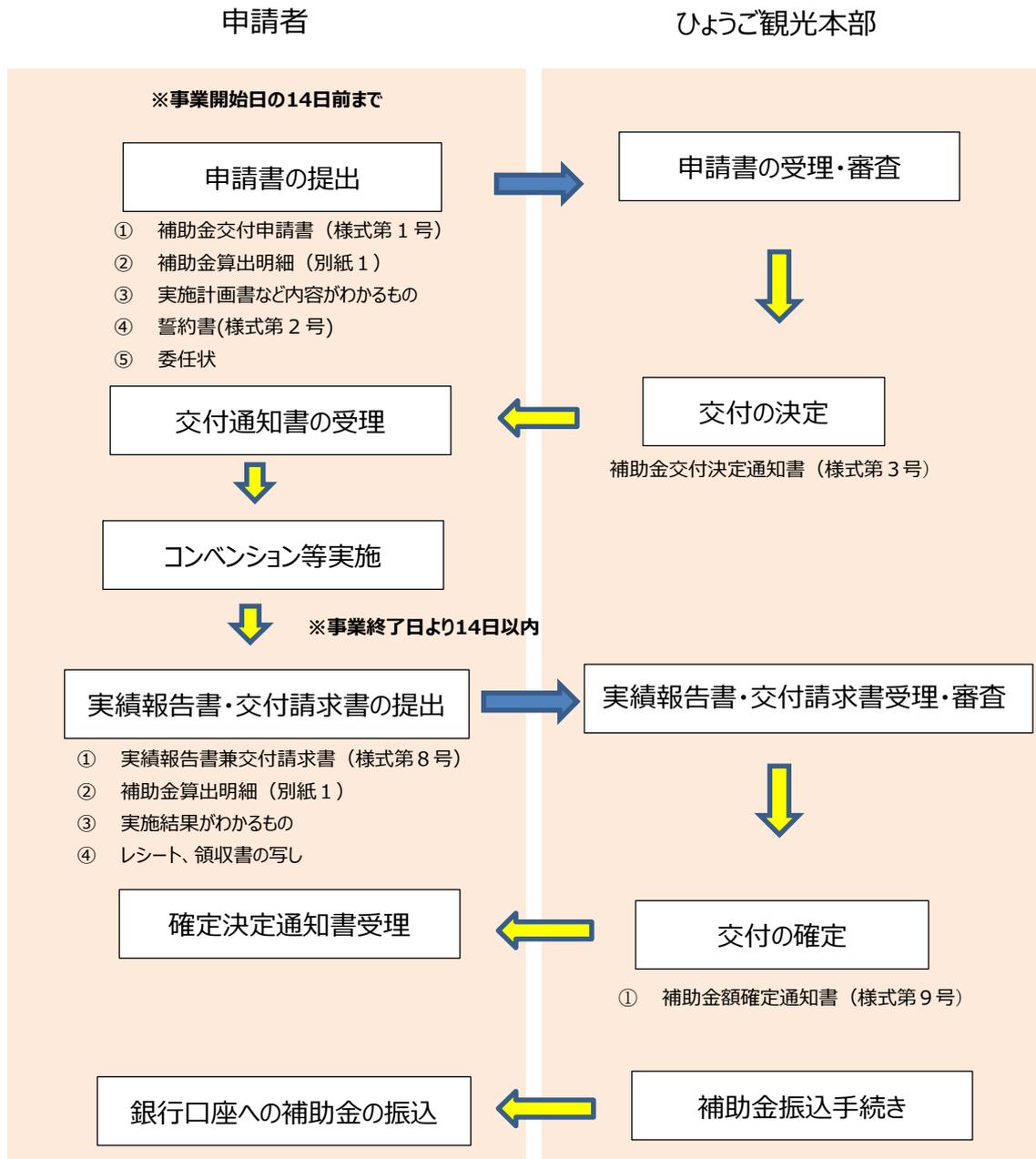
ひょうご観光本部のホームページに掲載します。

ひょうご観光本部HP(Hyogoナビ) → 各種助成事業 → 「コンベンション等開催支援事業補助金」

(2) 受付期間

令和2年6月26日(金)～令和3年3月15日(月) [当日消印有効]

(3) 手続きの流れ



お問合せ・申請は (公社) ひょうご観光本部

TEL : 078-361-7661 FAX : 078-361-7662

E-mail:convention@hyogo-tourism.jp